川崎市都市景観条例の一部を改正する条例の制定について

川崎市都市景観条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

平成31年2月12日提出 川崎市長 福 田 紀 彦

川崎市都市景観条例の一部を改正する条例

川崎市都市景観条例(平成6年川崎市条例第38号)の一部を次のように改正する。

第13条第1項第1号ただし書中「(昭和43年法律第100号)」の次に「第7条第3項に規定する市街化調整区域(次号において「市街化調整区域」という。)又は同法」を加え、「この号」を「この項」に改め、「左欄に掲げる」の次に「区域区分及び同表の中欄に掲げる」を加え、同号の表を次のように改める。

区域区分	高度地区の種別	高さ
市街化区域	第1種	10メートル
	第2種	15メートル
	第3種	20メートル
	第4種	
市街化調整区域		10メートル

第13条第1項第2号中「長さ)」を「長さ。以下この号において「長さ」 という。)」に改め、同号に次のただし書を加える。 ただし、市街化調整区域又は高度地区における建築物の建築等にあっては、次の表の左欄に掲げる区域区分及び同表の中欄に掲げる都市計画に定める高度地区の種別に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる長さを超える建築物の建築等

区域区分	高度地区の種別	長さ
市街化区域	第1種	30メートル
	第2種	50メートル
	第3種	70メートル
	第4種	
市街化調整区域		30メートル

- 第13条第1項第3号を次のように改める。
- (3) 橋長が100メートルを超える橋りょうの建設等
- 第13条第1項に次の1号を加える。
- (4) 高架鉄道の駅又は橋上駅の施設のうち外壁又はこれに相当する工作物の 建設等

第13条第2項中「の周囲に接する地面のうち最も低い地面」を「が周囲の地面と接する位置の平均の高さにおける水平面(それらの接する位置の高低差が3メートルを超えるものにあっては、それらの周囲に接する地面のうち最も低い地面)」に改める。

第23条中「又は」を「若しくは同条第5項後段の規定による通知をした者 又は」に改め、「当該届出」の次に「又は通知」を、「ときは、」の次に「当 該届出又は通知をした際に外観の仕上げに使用する材料を用いた外壁等の見本 を市長に提出した場合を除き、」を加える。

第24条中「者又は」を「者若しくは同条第5項後段の規定による通知をした者又は」に改め、「当該届出」の次に「又は通知」を加える。

- 第27条第2項中第5号を第6号とし、第4号の次に次の1号を加える。
- (5) 川崎市地区計画の区域内における建築物等の形態意匠の制限に関する条例(平成21年川崎市条例第12号)第10条第2項第8号の規定により市長が認める同条例第1条に規定する建築物等に関すること。
- 第27条中第7項を第10項とし、第6項を第9項とし、第5項の次に次の 3項を加える。
- 6 特別の事項を調査審議するため必要があるときは、審議会に臨時委員若干 人を置くことができる。
- 7 臨時委員は、市長が委嘱する。
- 8 臨時委員は、特別の事項に関する調査審議が終了したときは、解嘱される ものとする。

附則

(施行期日)

1 この条例は、平成31年7月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の条例第13条に定めるもののほか、景観法(平成16年法律第110号。以下「法」という。)第16条第7項第11号に規定する条例で定める行為は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後に着手する建築物(法第7条第2項に規定する建築物をいう。以下同じ。)の建築等(法第16条第1項第1号に規定する建築等をいう。以下同じ。)又は工作物(川崎市都市景観条例第2条第3号に規定する工作物をいう。以下同じ。)の建設等(法第16条第1項第2号に規定する建設等をいう。以下同じ。)であって、改正前の条例(以下「旧条例」という。)第13条第1項各号に掲げる行為のうち、施行日前に法第16条第1項の規定による届出をしたもの及び同条第5項後段の規定による通知をしたもの並びに施行日から平成3

1年7月30日までにおいて着手する建築物の建築等又は工作物の建設等であって、旧条例第13条第1項本文に規定する行為とする。

参考資料

制定要旨

景観法第8条第1項の規定に基づく景観計画の改定に伴い、建築物の建築等及び工作物の建設等に係る届出の要件を改めること、都市景観審議会に臨時委員を置くこと等のため、この条例を制定するものである。